

岡山市地域型認知症カフェ運営補助金 申請の手引き

1 趣旨

認知症になっても、いつまでも住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、認知症の人への効果的な支援や、認知症の人の家族の介護負担の軽減のため、認知症の人やその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集うことができる認知症カフェを自主的に運営する取組を支援することを目的とします。

2 補助要件

「地域型認知症カフェ」は、認知症の人やその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集うことができる場（以下「認知症カフェ」という。）で、認知症に関する情報を相互に共有し、お互いを理解し合う地域の活動拠点として自主的に運営されるものであり、かつ、以下に掲げる要件をすべて満たすものとします。ただし、(1)及び(5)の実施については、天災事変や感染症の流行などにより、参加者の安全確保のためにやむを得ないと認められる場合はこの限りではありません。

(1) 実施日・実施時間

日にち又は曜日を固定するなど工夫し、月1回以上定期的に実施することとし、各回2時間以上実施すること。

(2) 実施場所

市内において10人以上の参加者が活動できるスペースを設けること。

机や椅子等を配置し、認知症の人やその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集い、安心して参加できる場を提供すること。

(3) 運営体制

本事業に携わる運営スタッフは、次に掲げる者のうち、いずれか1人以上を含むこと。

○専門職（認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等）

○キャラバン・メイト

○認知症サポートリーダー

○チームオレンジのステップアップ講座受講者

(4) 実施方法

認知症カフェの実施方法は次のいずれかとする。

(ア) 会場を利用した対面での認知症カフェの開催

(イ) 会場を利用した対面とオンライン形式での実施を併用した開催

対面来場者とオンライン参加者をつなぎ開催するもので、対面での開催とともに一部または全部をオンライン形式で実施すること。

(ウ) オンライン形式のみでの開催

短時間の開催を複数回行う場合は連続して行うものとし、1回の開催が合わせて2時間程度の開催になること。

(5) 主な活動内容

○認知症に対する正しい知識と理解の普及啓発を行うこと。

○認知症地域支援推進員※と連携を図り、認知症サポーター養成講座※を年1回以上実施すること。

認知症地域支援推進員とは…

認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。
岡山市では、各地域包括支援センターに配置しています。

認知症サポーター養成講座とは…

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職場で認知症の人やその家族に対してできる範囲での手助けをする認知症サポーターを養成する講座です。

○活動に当たっては、認知症の人が本事業の担い手となり、生きがいを持てるような環境づくりに努めること。

(6) 関係機関等との連携

地域包括支援センター等の地域の関係機関及び他の認知症カフェ運営事業者等と連携を図ること。また、市民ボランティア（認知症サポーター等）の受入を積極的に行い、地域に開かれた場となるよう努めること。

(7) 認知症地域支援推進員との連携

市の認知症施策や事業の企画、調整等を行う認知症地域支援推進員と連携を図り、円滑に本事業を実施すること。

(8) 広報・周知

チラシ等を作成し、認知症カフェの周知を行い、参加者の拡大を図ること。

(9) 登録制度

岡山市認知症カフェへの登録を併せて行い、岡山市ホームページ等で活動について公開することを了承すること。

(10) その他

- 宗教活動又は政治活動を主たる目的としないこと。
- 公序良俗に反するおそれのないこと。

3 補助対象者

「2 補助要件」を満たす「地域型認知症カフェ」を運営する団体又は個人（以下「団体等」という。）が対象となります。なお、申請に当たっては、次の条件をすべて満たしている団体等であることが必要です。

- (1) 認知症の人や家族に対する支援に関心を持ち、市民を対象に補助事業を実施する団体等であること。
- (2) 専門職、キャラバン・メイト、認知症サポートリーダー、チームオレンジのステップアップ講座受講者のうち、いずれか1人以上を含む団体等であること。
- (3) 適切な事業運営を確保できると市長が認める団体等であること。
- (4) 市税を完納していない団体等でないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- (6) 岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条に定める暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。
- (7) 市から認知症カフェの運営に係る委託を受けている団体等でないこと。

4 補助対象経費

(1) 補助金の交付対象となる経費

- 報償費・消耗品費・食糧費・印刷製本費・通信運搬費・使用料・保険料・その他経費
- ※交付対象期間は、補助金交付決定日から令和7年3月31日までとします。

(例)

区分	内容
報償費	認知症に関する研修会・講演会等の講師への謝礼や交通費など
消耗品費	事務用品、資料作成のためのコピー用紙、感染症防止対策に係るマスク、フェイスシールド、消毒液、使い捨て容器などの消耗品など
食糧費	コーヒー代、茶葉代など
印刷製本費	普及啓発資料、チラシ、ポスター等の印刷製本費など
通信運搬費	切手代・郵送代など
使用料	会場・機器の使用料、オンライン形式での認知症カフェの実施に係る通信機器・端末機器借上料など
保険料	ボランティア保険など
その他経費	事業の実施に必要であると特に市長が認めたもの

(2) 対象外経費

- 特定の個人が所有し、又は占有する物品の購入に要する経費
- 認知症カフェの運営に関わる構成員による会合等の飲食費
- 認知症カフェの運営に関わる構成員に対する人件費及び謝礼
- 補助事業の経費であることを明確に識別することが困難な経費
- その他市長が適当でないと認める経費
- 備品購入に要する経費

5 補助金額

年額30,000円を上限とします。

※補助金額は、補助対象経費から収入（参加費、その他認知症カフェに係る収入をいう。）を控除した額とします。当該年度の補助金は、予算がなくなり次第、終了します。

※補助金の交付回数は、同一の補助事業者について、同一年度につき1回までとします。

（ただし、当該年度予算が認められた場合は、3年間を限度とします。）

6 申請から交付までの流れ

時期	流れ	必要書類・関係書類 ほか
R6.3.4 ～R6.8.30	申請	①岡山市地域型認知症カフェ運営補助金交付申請書（様式第1号） ②事業計画書（様式第2号） ③収支予算書 ④前年度決算書（前年度事業を実施している場合） ⑤市税を完納していることを証明できる書類（滞納無証明書） ※申請人が法人の場合は法人分および法人の代表者分 ⑥その他申請に必要な書類
	↓	
申請後随時	審査	
	↓	
R6.4.1～	決定通知	補助金等交付決定通知書 ⑦債権者登録申請書 ※口座振替払いの登録がない場合
	↓	
～R7.3.31	事業実施	
	↓	

事業完了後の20日以内 又は 3月31日までのいずれか早い日	事業報告	⑧岡山市地域型認知症カフェ運営事業実績報告書（様式第3号） ⑨事業実施報告書（様式第4号） ⑩収支決算書 ⑪補助事業の実施に係る領収書の写し ※A4サイズ ⑫その他報告に必要な書類（活動記録写真など） ※A4サイズ
↓		
報告後随時	審査	
↓		
	確定通知	補助金等確定通知書
↓		
確定後	請求	補助金等交付請求書（岡山市補助金等交付規則様式第7号）
↓		
～R7.4.30頃	支払	

7 申請方法

○申請期間：令和6年3月4日（月）～8月30日（金）8：30～17：15（平日のみ）

※ただし、補助金の交付対象期間は、補助金交付決定日から令和7年3月31日までとなりますのでご注意ください。

○申請場所：岡山市役所保健福祉会館 9階高齢者福祉課

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 TEL086-803-1230

○申請方法：申請書類一式を直接持参してください。

※郵送・ファクス・メールでの受付は行っていませんのでご注意ください。

8 その他（実施に関する留意事項）

- (1) 参加者の個人情報保護、プライバシーを尊重し、知り得た情報・秘密を漏らさないようにしてください。
- (2) 参加者に飲食を提供するときは、衛生管理に十分に気をつけてください。また、調理などをするときは保健所に届出が必要な場合がありますので、事前に保健所に相談してください。
- (3) 参加者に事故やケガなどが無いように安全に十分配慮し、必要に応じて、ボランティア保険等への加入を検討してください。
- (4) 収支に関する帳票その他補助事業に係る諸記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、市長が必要と認めるときは、その状況を報告してください。なお、作成した帳簿等は、補助事業の終了後5年間保存してください。
- (5) 補助金の交付決定後、事業の実施内容等を変更又は中止（廃止）しようとするときは手続きが必要となりますので、高齢者福祉課までご連絡ください。
- (6) 市議会で本事業に係る令和6年度当初予算の議決が得られないとき、または、その予算執行の承認が得られないときは、本事業を中止または延期します。
- (7) その他、ご不明な点がございましたら、高齢者福祉課へご相談ください。

9 問い合わせ先

高齢者福祉課 TEL086-803-1230